

## 平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	10	課 程
学 校 名	福岡県立小倉商業高等学校	全日制 定時制 通信制

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめはすべての生徒に関係する問題である。いじめ防止対策推進法基本理念にのっとり、学校は学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じる責任を有する。いじめから1人でも多くの子どもを救うには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが「いじめを絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題ある。いじめは全ての生徒に関係する問題であることを全校生徒、全職員で認識した上で、本校のいじめ防止等のための目標として次の6点を挙げる。

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に取り組むことができるようにし学校内外を問わず、いじめが行なわれないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- (3) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響ならびに物理的な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (4) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要で、学校、家庭、地域住民、その他の関係者との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指す。
- (5) いじめた側については、人間関係の把握ならびに家庭環境を考慮しながら各関係機関と連絡相談を行い、指導を行う。
- (6) 情報リテラシー教育を徹底し、ネット上でいじめをなくす。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う。
- (2) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行なうものに対する支援や全職員の共通理解を深めるための啓発を行なう。

- (3) 担任、副任によるホームルーム活動において、個人面談の実施、関わり合いによる居場所づくり、絆づくりを行い、自己有用感を持たせ、より良い友人関係や集団づくりや社会性を育む。日頃から学校における情報モラル教育を進める。
- (4) 人権教育を通じて人間関係の大切さを養う。
- (5) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進める。
- (6) 警察等関係機関との連携を図る。
- (7) 全ての教職員の共通認識を図るために、いじめ問題検討委員会を定期的に関き、生徒の把握に努める。年4回のいじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を行なう。教職員等の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけて校内研修を行なう。
- (8) 発達障がいや性同一性障がい等のきめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等への正しい理解の促進を図る。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### (1) 基本的考え方

- ア 生徒の些細な変化に気づく。
- イ 気づいた情報を確実に共有する。
- ウ 情報に基づき速やかに対応する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

気になる変化が見られた、遊びやふざけに見えるものの気になる行為があった場合に、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでもその情報を共有できるようにしておく。集約した情報に基づいて必要に応じ、関係者を招集して対応のための体制作りを行ない、早期認知、早期対応を心がける。

また、普段からの個人面談や生徒の生活を把握するための健康アンケート、無記名のいじめアンケート、学校生活アンケート、設置している相談ポストの活用などを通じて週1回の定例で行なっている人権教育推進委員会にて報告、連絡、相談を行い、検討する。相談体制を整備し、場合によっては保健室やカウンセリング室を活用して、養護教諭、スクールカウンセラーや警察官経験者やスクールサポーターとの連携を図る。特に、個人情報に関することなので情報管理には十分に配慮を行なう。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### (1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられて

いる事を表出できない者もいる事に配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化を捉えて、適切に対応する。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応する。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。
- イ 暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- ウ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。
- エ 通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握をする。その際、他の生徒の目に触れないように聞き取り場所や時間等、慎重な配慮を行なう。
- オ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行なう。
- カ 学校いじめ防止対策推進委員会で組織的に対応する。そこで、いじめとして対応すべき事案か否か、判断する。その際、事実関係の把握を行い、教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集め、確実に記録に残す。一つの事象にとらわれすぎず、いじめ全体像を把握する。
- キ 教職員の情報共有を行い、組織として対応する。
- ク いじめの疑いのある事案を把握した段階で、電話で県教育委員会に第一報を行う。被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消までいじめ防止対策委員会が責任を持つ。

## (3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ア 正確な実態把握に基づき指導・支援体制を組む。(役割分担：担任、副任、学年、養護教諭等)
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、いじめた生徒から徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ウ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。
- エ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。など、自尊心を高めるよう留意する。
- オ 家庭訪問(学級担任を中心に複数で対応)により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- カ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- キ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導を行い、出席停止制度を活用するなどしていじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ウ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、小倉南警察署とも連携して対応する。
- エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

オ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向うのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

#### （5）いじめが起きた集団（傍観者）への働きかけ

ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意志が持てるようにする。

イ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

ウ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### （6）SNS 上のいじめへの対応

ア SNS 上を通じていじめが行なわれ、いじめを受けた生徒またはその保護者がいじめに係る情報の削除を求め、発信者情報の開示を請求するときは、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求めることができる。

イ 学校単独で対応することが困難と判断した場合は福岡県教育委員会と相談しながら対応を考えていく。

ウ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに小倉南警察署に通報するなど、外部機関の援助を受ける。

エ 震災により被災した生徒を始め、発達障がいを含む障がいのある生徒等、また海外から帰国した生徒、性同一性障害（LGBT）に係る生徒の対応

オ それぞれの生徒の立場を考えながら、各関連機関と相談しながら対応をする。

#### （7）いじめの解消

学校でのいじめの解消に向けて取組を行う。①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この2つの要件を踏まえ、判断を行う。①は被疑者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。②は被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ア 校内人権推進委員会兼学校いじめ防止対策推進委員会で解消の有無を検討する。最終的に、校長が判断する。

イ 校内人権担当と就学支援担当クラス担任でいじめの被害者・加害者の面談等を行い、各種委員会で解消の検討を行う。（場合によっては中学の担当者の協力を要請する。）

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
    - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
      - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記入すること）

重大事態の意味

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
特に、「生徒の生命、心身または財産に重大な被害」とは例えば以下のケースが想定される。

- 生徒が自殺を企てた場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、生徒または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ア 重大事態が発生した場合は福岡県教育委員会を通じて、福岡県知事に事態発生について報告する。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行なう。調査を行なう主体は学校が主体となつて行なう場合と福岡県知事が主体となつて行なう場合がある。従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の重大事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと福岡県教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は福岡県教育委員会において調査を実施する。調査の公平性・中立性を確保する。また、性質に応じては適切な専門家を加える方法もある。

イ 事実関係を明確にするために重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行なわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、

可能な限り網羅して明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と福岡県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。特に、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

エ いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行なうことも考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先して調査を行う。調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行なう。

オ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、着手する。調査方法としては生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行なう。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方はその後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じる。遺族の気持ちに十分に配慮しながら行なう。

- 背景調査にあたり、遺族が生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行なう。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行なう。
- いじめの疑いがあることを踏まえ、福岡県教育委員会または学校は遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行なうに当たり、福岡県教育委員会または学校は、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行なう組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査の結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族に合意を戴く。
- 調査を行なう組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有するものではない第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行なうように努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識および経験を有する者に援助をお願いする。

○ 情報発信・報道対応についてはプライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払う。

カ いじめの事実の有無についての確認措置（調査）を講じた結果、重大事態であると判断した場合はそのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから「重大事態に係る事実関係を明確にする調査」として先に行なった調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行なう。ただし、いじめの事実の有無についての確認のための措置（調査）で事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や同様が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に十分に留意する。

キ 傍観者についても自分の問題としてとらえさせ、いじめの同調はいじめを加担させることを理解させる。そして、いじめを受けている生徒の苦しみを考えさせる。

## (2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記入すること）

ア いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報提供を行う。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行なわれ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒および保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行なう。これらの情報の提供に当たっては他の生徒のプライバシーの保護に配慮し、関係者の個人情報に十分配慮した上で適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについてはいじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

学校が調査を行なう場合は、情報の提供の内容・方法・時期などについて、必ず福岡県教育委員会の指導、支援のもとで行なう。

イ 調査結果の報告

調査結果については、福岡県知事に報告する。①の説明の結果を踏まえて、今後の同種の事態防止策やいじめを受けた生徒または保護者の調査結果に対する所見を含め、調査結果の報告に記載し、福岡県知事に送付する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 学校いじめ防止対策推進委員会

## (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

### ア いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

#### 関係法令

##### いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

## (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

### ア いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織について

#### 関係法令

##### いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 教職員について  
管理職、主幹教諭、指導教諭、各学年課長主任、養護教諭、研修推進課長、各学年人権係で組織する。個々のいじめの対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に対応する。
- 外部専門家等について  
当該組織に参加を求める外部専門家等については、3名を目途として年度当初に参加の依頼を行い、了承を得ておくこと。  
【外部専門家等の例】

- 心理や福祉の専門家 ○弁護士 ○医師（学校医） ○教員経験者
- 警察官経験者 ○PTA役員 ○学校・教育機関の管理職経験者
- 近隣の学校・教育機関の管理職 など

## (4) 心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）について 県教育委員会が配置するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの参加依頼は可能であるため、必要がある場合は県教育委員会に連絡すること。



## 7 学校評価

いじめの防止等のための基本方針や福岡県いじめ防止基本方針その他、関連法規の趣旨に照らし合わせて、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置について適宜評価する。その結果を校内の人権推進委員会や校務運営委員会で検証し、改善点を生徒、保護者、職員に公表する。学校評議員会等に活動内容を報告して意見を繁栄する。学校 HP にも学校評価を示す。また、県教育委員会の指導・助言を仰ぐ。

### 関係法令

福岡県いじめ防止基本方針

#### 6. 適切な学校評価

いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめ問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する必要がある。そのため学校はいじめに関する具体的な学校評価の在り方について学校評価ガイドラインにおける生徒指導に関する評価指標等を参照しながら、いじめの問題に関する適切な観点「いじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」等を盛り込んだ評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取り組みに生かすような指導・助言を行う。